



くすり箱

発行
桐生厚生総合病院 薬剤部
発行責任者 小林 真弓
編集担当者 河井 利恵子
矢古宇 由佳
小島 強

第29回目のテーマは“ジェネリック医薬品”について、前回の続きです。

前回はジェネリック医薬品の特徴などを紹介しました。今回は、実際に処方してもらう時のことを考えてみましょう。

ジェネリック医薬品を選ぶときは？

新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)にはそれぞれ利点と欠点があります。ご自身で選ぶことができる場合、どちらを選ぶかよくお考えください。

●新薬(先発医薬品)

- 開発してからの期間が長いため、薬に関する情報量が多い
- 医師の使用経験が多いため使用しやすい
- 値段が高い など

●ジェネリック医薬品(後発医薬品)

- 情報量が少ない
- 薬の成分は同じだが、作り方や添加物などが違う場合もある
- 値段が安い
- のみやすさなど工夫されているものもある など

ジェネリック医薬品をもらうには？

患者様ご自身でジェネリック医薬品を選ぶことができる場合があります。

※病院内の薬局では採用品以外への変更ができないためご希望に添えない場合があります。

●医師に相談する

「先生、そのお薬をジェネリック医薬品に
してもらうことはできますか？」
と相談してみましょう。



●調剤薬局で薬剤師に相談する

薬局で薬剤師に「ジェネリック医薬品に
したいのですが…」と相談してみ
てください。



(1) 新薬と同じ剤型・含量のジェネリック医薬品への変更

処方せんの「変更不可」欄に「√」または「×」印がない場合は、
薬剤師の判断で、新薬と同じ有効成分のジェネリック医薬品に
変更してもらうことができます。

(「√」または「×」印は、個々のお薬ごとに医師が判断します)

「変更不可」欄に「√」または「×」印がある場合は、
保険医署名欄に署名または記名・押印が入ります

※処方せんのお薬の名前は、一般名（成分名）で記載される場合があります。

※すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

※保険薬局がジェネリック医薬品を取り扱っていない場合は、手に入らないことがあります。

(2) 新薬と違う剤形や含量のジェネリック医薬品への変更

以下の場合、薬剤師の判断で、
新薬と剤形や含量が違うジェネリ
ック医薬品に変更してもらうこと
ができます。

1 処方せんの「変更不可」欄に署名または
記名・捺印がない場合

2 「変更不可」欄に「√」または「×」印がない、
もしくはお薬の名前のそばに「含量規格変更不
可」、「剤形変更不可」などの記載がない場合

〈剤形や含量の変更とは〉

例えば…

- 錠剤 5mg 2錠 → 10mg 1錠 (含量の変更)
- カプセル剤 → 錠剤 (剤形の変更)
- 錠剤 → 口腔内崩壊錠 (OD錠) (剤形の変更)
- 顆粒剤 → ドライシロップ剤 (剤形の変更)

剤形と含量を同時に変更できる場合もあります。

- カプセル剤 5mg 2カプセル → 錠剤 10mg 1錠

外用剤は、使用感など変わる可能性があるので
原則として、剤形を変更できません。

- パップ剤 → テープ剤 ×
- 軟膏 → クリーム剤 ×

詳しくは薬剤師に相談してみましょう。

●ジェネリック医薬品を服用していて気になったことは、医師や薬剤師に相談しましょう。

●お薬は患者様ご自身でも選べる時代になりました。

ご自身のためのお薬だからこそ、納得のいくお薬選びを！

気になることや不明な点はお気軽に薬剤師にお問い合わせください。

次回は、2013年12月発行予定です。